

# 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第268号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 質問事案の概要

### 1 公文書公開請求

令和5年11月15日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「○○漁業協同組合連合会から会員漁協が脱退を決議した経緯経過が分かる書類とプレス資料（過去1年分） 水産振興課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和6年1月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、別表の公文書については、同表に掲げる部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和6年1月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 質問

令和7年3月25日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき質問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

### 2 審査請求の理由

徳島県情報公開条例第12条第1項の規定により次のとおり部分公開と決定したが本来あるべき書類を隠した。代表理事組合長名及び、理事等の名前及び参加者の数、賛成、反対の数までかくしているのはおかしいので、出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

## 1 本件請求に係る公文書の特定について

本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）は、〇〇漁業協同組合から提供された理事会（令和5年10月23日開催）の議事録写し、〇〇漁業協同組合から提出された総代会（令和5年6月25日開催）の議事録写し、〇〇漁業協同組合から提出された総代会（令和5年10月19日開催）の議事録写し及び〇〇漁業協同組合から提出された総会（令和5年6月25日開催）の議事録写しの計4件である。

## 2 公文書部分公開決定処分について

本件公文書に記載された印影については、公にすることで偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該組合の財産等を侵害するおそれがあるものと解される。

また、代表理事以外の出席した理事、監事、総代、及び組合員（以下「理事等」という。）の氏名については、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第2条第2項に定める組合の登記事項に該当しない上、出席した理事等の人数、議決の票数及び出資金の金額については、いずれも当該組合の内部管理に属する情報であり、その意思にかかわりなく公にすることは、当該組合の自律性への不当な侵害となるおそれがあると判断される。

以上により、条例第8条第2号に該当するため、条例第12条第1項により公文書部分公開決定とした。

## 3 印影と重なった部分について

なお、本件公文書のうち、代表理事組合長名は公開の対象としたが、印影と重った一部のものについては、非公開部分との分離が困難であり、読み取ることができないものがあった。

## 第5 審査会の処理経過

本事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和7年 3月25日	諮問
同年 11月 5日 第2部会（第28回）	審議
同年 12月 4日 第2部会（第29回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇漁業協同組合連合会から会員漁協が脱退を決議した経緯経過が分かる書類とプレス資料（過去1年分）のうち、実施機関の水産振興課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち別表に掲げるものについて、本件処分を行っている。

これに対して、審査請求人は、実施機関が非公開とした部分を公開すべき旨主張していると解されるため、実施機関が非公開とした部分が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかを、以下検討することとする。

## 2 条例の規定について

条例は、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるよう、公文書の公開を請求する権利を規定し、その解釈・運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重しなければならないとしている（第3条）。もっとも、この公文書公開請求権は絶対無制限なものではなく、公開すれば個人、法人等の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なったりする場合など、公開しないことに合理的な理由のある情報を例外的に非公開情報として条例第8条各号に定めている。したがって、審査に当たっては、原則公開の理念に照らし、公文書の情報が非公開情報に該当するかどうかを、条例第8条各号の文理及び趣旨に従って判断するとともに、本事案の内容に即し、個別具体的に判断する必要がある。

本事案で問題となる条例第8条第1号及び第2号の該当性については、それぞれ以下の解釈により判断することとする。

### （1）条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、個人の権利利益を保護する観点から、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めたものである。

### （2）条例第8条第2号について

条例第8条第2号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

同号の「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を

営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断する必要がある。例えば、経営方針、財務管理、労務管理など事業者の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら選択する利益を有する情報（以下「内部管理情報」という。）については、これを当該事業者の意思にかかわりなく公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあると考えられる。

### 3 実施機関が非公開とした公文書の部分の非公開情報該当性について

#### (1) 代表理事以外の出席した理事、監事、総代及び組合員の氏名及び印影について

これらは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものであるため、条例第8条第1号に該当する。これらの情報は、組合の登記事項には該当しないから、条例第8条第1号イに該当しない。また、同号ロ及びハに該当しないことは明らかである。

#### (2) 代表理事以外の出席した理事、監事、総代及び組合員並びに立会人の人数、議案の審議の内容、議決の票数、出資金の金額並びに本文中の金額及び組合の経営に関する記述について

これらは、いずれも法人の内部管理情報であり、当該法人の意思にかかわらず公にすることは、当該法人の自律性への不当な侵害となるおそれがあると認められるため、条例第8条第2号に該当する。

#### (3) 代表理事印の印影について

法人の代表者の印である代表理事印の印影を公にすると、印章を偽造されて第三者に悪用される場合があるなど、当該法人の財産等を侵害するおそれがあると認められるため、代表理事印の印影は条例第8条第2号に該当する。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(五十音順)

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	

別表

公文書の件名	公開をしないこととした部分の概要
○○漁業協同組合から提出された理事会(令和5年10月23日開催)の議事録写し	代表理事以外の出席した理事・監事の氏名・人数、議決の票数、印影及び第2号議案の審議の内容
○○漁業協同組合から提出された総代会(令和5年6月25日開催)の議事録写し	代表理事以外の出席した総代の氏名・人数、立会人の人数、議決の票数、出資金の金額及び印影
○○漁業協同組合から提出された総代会(令和5年10月19日開催)の議事録写し	代表理事以外の出席した総代の氏名・人数、議決の票数、出資金の金額及び印影
○○漁業協同組合から提出された総会(令和5年6月25日開催)の議事録写し	代表理事以外の出席した組合員の氏名・人数、議決の票数、印影及びその他本文中の金額・組合の経営に関する記述